

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各介護保険サービス関係事業所 管理者 様

総社市保健福祉部長寿介護課

介護保険サービスの利用料の免除及び免除者に対する
介護報酬の請求等の今後の方針について（通知）

今般の平成30年7月豪雨の被災者に係る、介護保険サービスの利用料の免除及び免除者に対する介護報酬の請求等の今後の方針について、下記のとおり整理することといたしました。

なお、以下に示すものは、現時点での総社市の考え方を示すものであり、国、岡山県等からの通知により、変更となる場合があることを申し添えます。

記

1 介護保険サービス利用料の免除の基準等

次の①から⑤のいずれかに該当する方は、平成30年10月31日まで利用料の支払が免除されます。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

ただし、介護保険施設等における食費・居住費については、従来どおり支払いを受ける必要があります。

平成30年10月末までの介護サービス分が対象です。

2 介護保険利用者負担免除証の交付

事業所における介護報酬請求事務を円滑に行うため、「介護保険利用者負担減額・免除認定証」を交付します。（8月下旬頃に送付予定。）

免除認定証が交付される被保険者は次のとおりです。

- (1) 1-①に該当する方で、罹災証明書の交付を受けた方（罹災証明申請データから把握）

※罹災証明書の区分（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「床上浸水」等）により判定します。

- (2) その他の要件等に該当する方で、長寿介護課に減免申請書の提出を行った方

ただし、別添のチラシのとおり、免除証や罹災証明書を持っていない場合であっても、介護サービス事業所等の窓口で①～⑤に該当する旨を申告することで、利用料の支払いを不要とできますので、柔軟な対応をお願いいたします。

また、②～⑤に該当する申告をした方については、可能な範囲で、長寿介護課まで報告をお願いいたします。

(3) 免除認定証の様式 (参考)

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	
交付年月日 平成 30年 8月 1日	
番号	0000123456
住所	〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号
フリガナ	ソウジヤ タロウ
氏名	総社 太郎
生年月日	昭和 5年 1月 1日 性別 女
適用年月日	平成 30年 7月 1日 から
有効期限	平成 30年 10月 31日 まで
減額・免除等認定事項	給付率 100 / 100
保険者番号並びに保険者の名称及び印	岡山県総社市中央一丁目1番1号 総社市 電話番号 (0866) 92-8369

「介護保険利用者負担額減額・免除認定証」
の適用年月日は

「平成30年7月1日」

有効期限は

「平成30年10月31日」です。

介護保険施設等における食費・居住費については免除の対象外です。

3 介護報酬の請求等について

8月請求分（7月提供分）については、例えば、次の①～③の対応が考えられます。事業所の状況に合わせて柔軟な対応をお願いいたします。

また、総社市においては、7月1日に遡って免除を適用しますので、7月提供分の全てを免除対象としてください。

① 通常の負担割合により、利用者及び国保連に対して請求し、免除証又は罹災証明書を確認後、利用者に対し返金、国保連に対し同月過誤により再請求を行う。

※同月過誤により請求を行う場合は月末までに長寿介護課に取下申請書の提出が必要です。

② 7月提供分については請求を行わず、免除証又は罹災証明書を確認後、月遅れにより請求事務を行う。

③ 利用者からの申告によるみなし免除を実施する。後日、免除証又は罹災証明書の確認を行う。

※罹災証明書は7月末から順次発送しています。

※免除証は、罹災証明書の交付を受けた方に対して、8月下旬頃に送付します。

総社市 保健福祉部

長寿介護課 介護保険係

719-1192 総社市中央1-1-1

TEL 0866-92-8369 FAX 0866-92-8385

E-mail choju@city.soja.okayama.jp